

●計画策定の目的

平成14年12月に「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年には障害者基本法の理念に基づき障害種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度が全面的に見直され、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを定義した「障害者自立支援法」が成立し、平成25年度にはこの自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正となり、障害のある人の基本的人権の尊重が明記され、地域社会における共生の実現を目指すことが示されるなど、チャレンジドを取り巻く社会的制度も年々大きく変化しています。

和光市では平成25年度に「第四次和光市障害者計画」を策定しました。この計画では、障害者や難病をお持ちの方が他の人々と共に生きることが実現できる「共生社会」を目指し、地域の中で、住まい・医療・予防・生活・就労・社会参加支援を一体的に提供することができる**地域包括ケアシステムの構築**を基本方針とし、さらに、地域の課題を解決するための計画として機能させることを目標としています。この計画を実行に移すために、数値目標を設定し、障害者等一人ひとりの必要となる障害福祉サービス量等を見込み、計画的な整備を行うために「第4期和光市障害福祉計画」を策定します。

●第4期障害福祉計画の主な変更点（国の基本指針）

①PDCAサイクルの導入【New】

- ・1年に1回は、成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行う。
- ・中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに結果を公表する。

②成果目標を一部変更

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 就労移行支援事業の利用者数
- 5 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【成果目標の変更】
- 3 地域生活支援拠点等の整備【New】
- 4 福祉施設から一般就労への移行等【整理・拡充】

③障害児支援体制の整備【New】

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努める。

●現状分析手法

①個別記名式ニーズ調査「チャレンジドチェック」を実施【New】

- ・手帳（身体・精神・療育）所持者及び難病患者入院見舞金申請者500人に実施。

②障害支援審査区分データと障害サービス使用量データの分析【New】

- ・障害サービスの支給決定のデータと実際のサービス使用量を比較し、状態像を分析。

●章構成

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本方針
- 3 位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の推進（連携、評価）

第2章 チャレンジドを取り巻く現状と課題

* ニーズ調査結果及び障害支援審査区分データ等から見えた現状と課題について記載

第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 施設系サービス
- 4 相談支援系サービス
- 5 障害児支援系サービス【New】

第4章 地域生活支援事業

- | | | |
|------------------|----|--------------|
| 1 理解促進・研修啓発事業 | 7 | 日常生活用具給付等事業 |
| 2 自発的活動支援事業 | 8 | 手話奉仕員養成研修事業 |
| 3 相談支援事業 | 9 | 移動支援事業 |
| 4 成年後見制度利用支援事業 | 10 | 地域活動支援センター |
| 5 成年後見制度法人貢献支援事業 | 11 | 和光市独自事業【New】 |
| 6 意思疎通支援事業 | | |

第5章 平成29年度の数値目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 和光独自施策の推進【New】

